

鳥獣保護管理政策の現状と 行政上の諸対策について

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
岩本 千鶴

2023年 6 月22日 農作物鳥獣被害防止対策研修

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

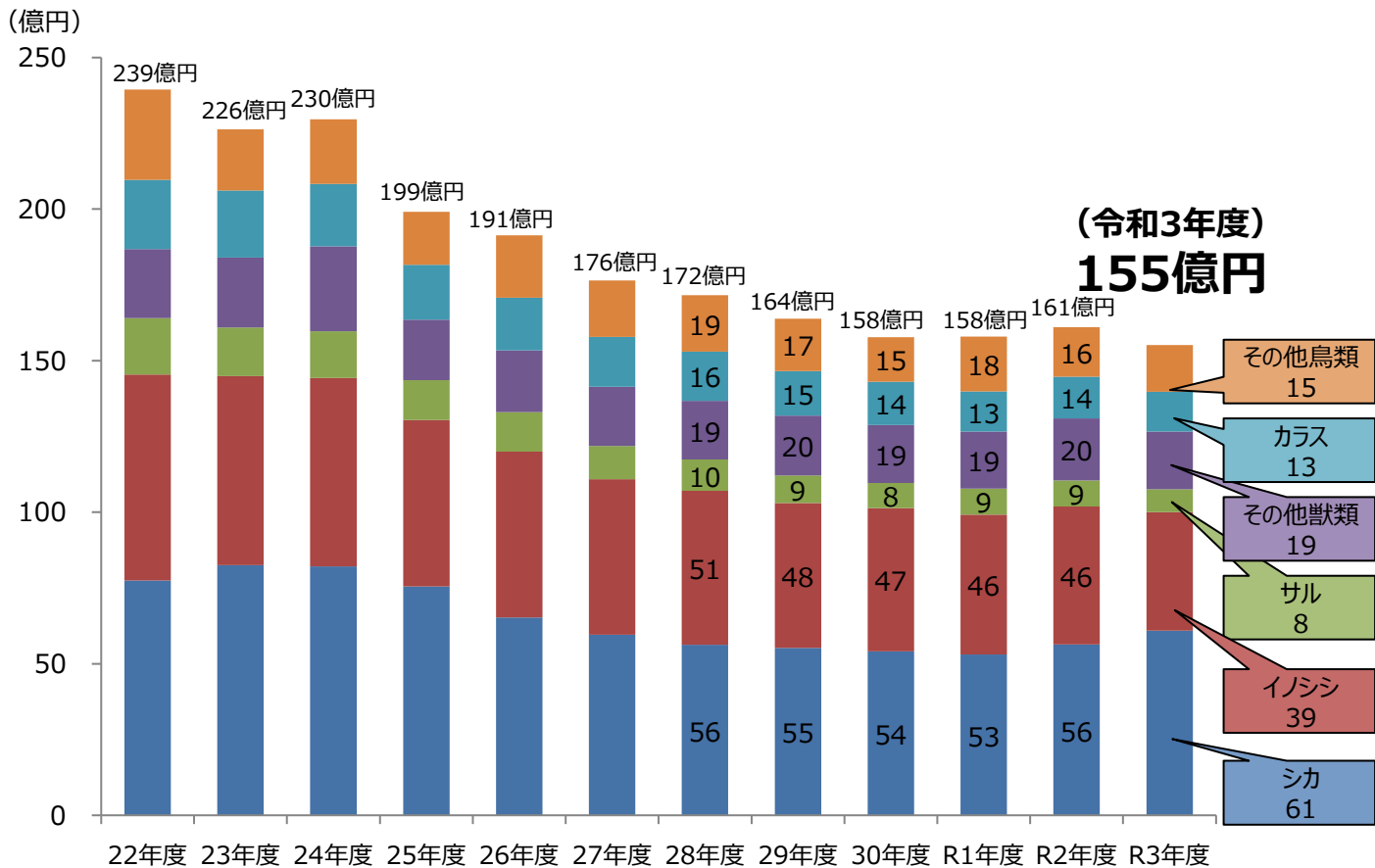
鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）

1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
4. 最近のトピック & 情報提供

はじめに… 野生鳥獣を取り巻く現況（農作物被害）

○ 野生鳥獣による農作物被害額は**155億円**（令和3年度）。
全体の約7割がシカ、イノシシ、サル。



シカに食害されたダイズ



イノシシによる水稻の踏倒

【出典】「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」（農林水産省）

はじめに… 野生鳥獣を取り巻く現況（生態系被害）

北岳

2006年

2007年



1年で林床の下層植生が消失

1979年

塩見岳

2005年



写真提供：
静岡大学増沢武弘教授



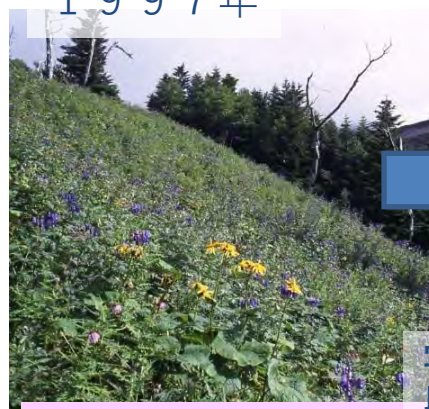
写真提供：
鵜飼一博氏

高山のお花畑が消失

聖岳

1997年

2007年



写真提供：中部森林管理局元島氏

シカが好まない植物ばかりに

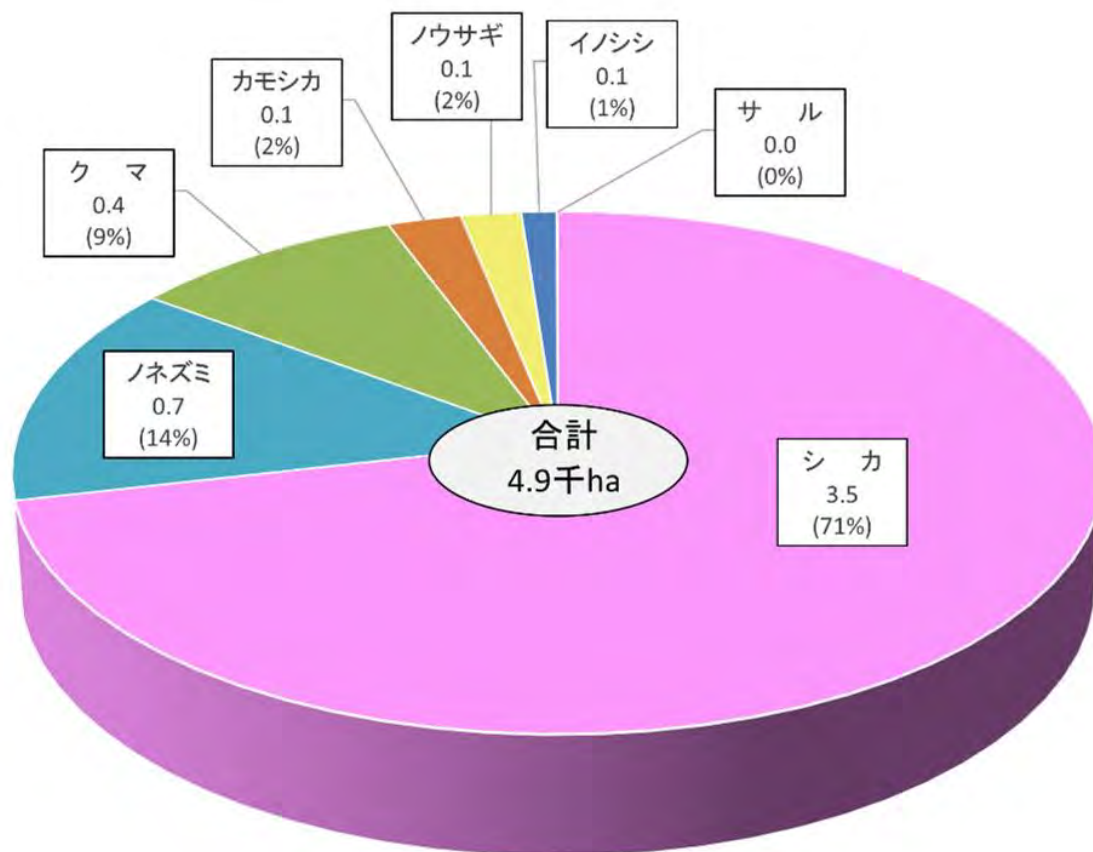
2020年 鳳凰三山・地蔵岳



下層植生が失われ土壌流出

主要な野生鳥獣による森林被害面積（令和3年度）

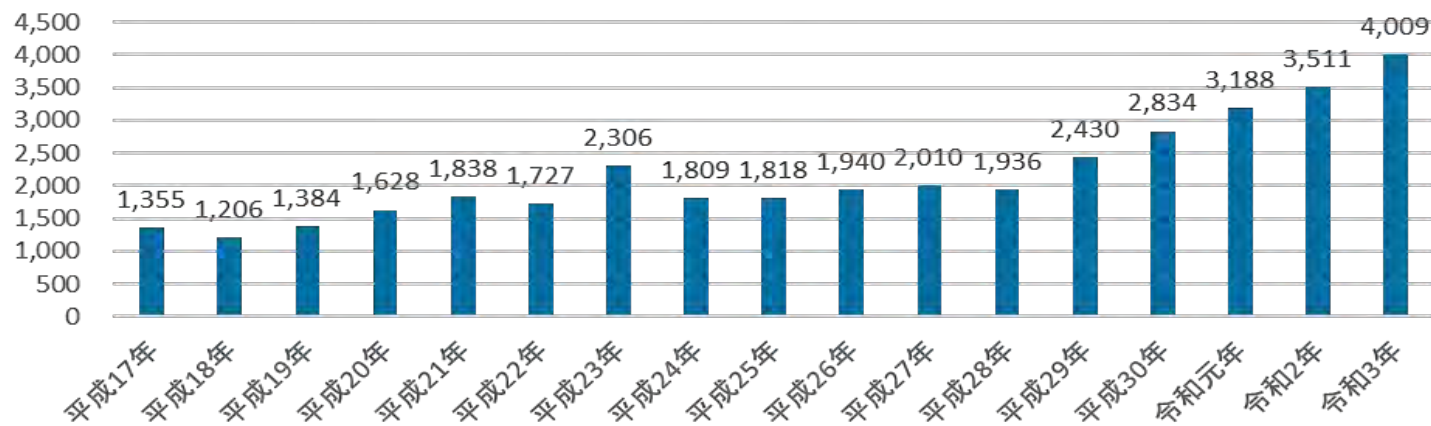
（都道府県からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計）



はじめに… 野生鳥獣を取り巻く現況（生活環境被害①）

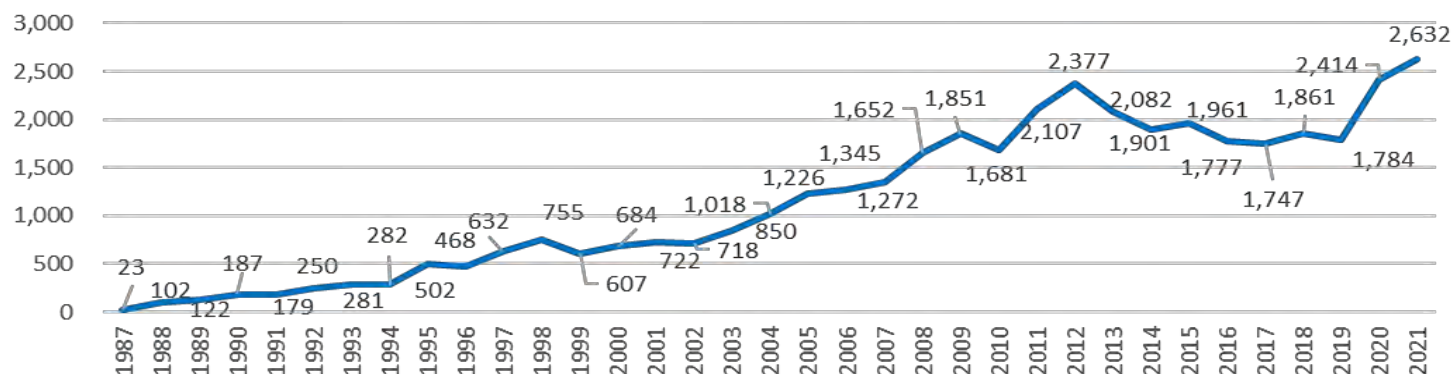
- 鳥獣と列車や自動車との衝突事故等、鳥獣による被害は生活に密着した問題にも拡大しつつある。
- 高速道路では、クマ、シカ、イノシシ等の衝突事故は令和2年度2300件確認（東日本、中日本、西日本、本四高速道路株式会社調べ）

シカが関連する交通事故発生件数(北海道内)



北海道警察本部資料
から作成

JR北海道におけるエゾシカとの衝突件数



JR北海道資料から資料

はじめに… 野生鳥獣を取り巻く現況（生活環境被害②）

- クマ類の出没件数は、秋期の主要な食糧となるブナ等の堅果類の豊凶に左右される傾向が見られる。
- 人身被害は、山菜・キノコ採り等での被害が最も多く発生しているが、農作業中の被害のほか、人の生活圏、市街地でも発生している

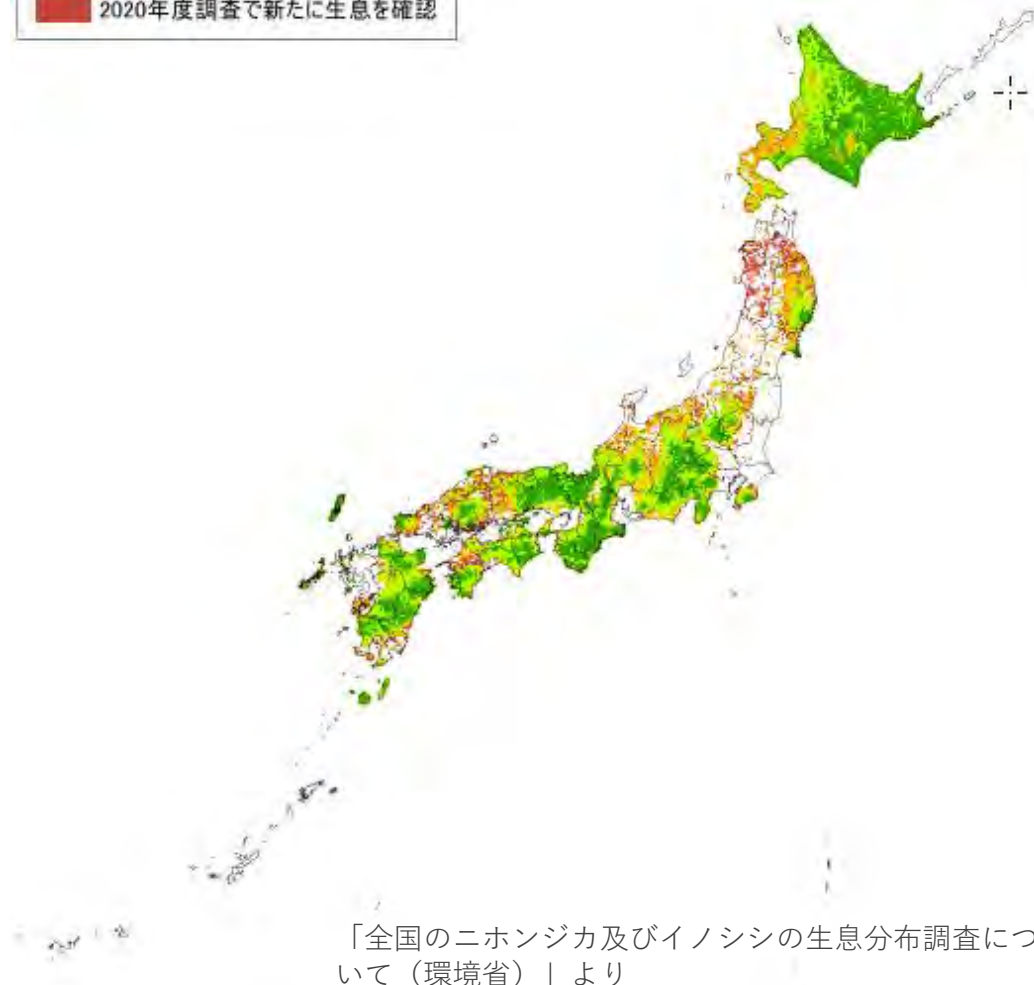


年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
死亡者数	2	4	2	1	2	2	0	4	2	0	1	2	4	2

はじめに… ニホンジカの分布域の拡大

※1978年(昭和53)年から2018
(平成30)年の40年間で分布域は、
約2.7倍に拡大

2014(平成26)年から2018(平成
30)年で、
東北、北陸、中国地方を中心
に約1.1倍に拡大。



「全国のニホンジカ及びイノシシの生息分布調査について(環境省)」より

はじめに… イノシシの分布域の拡大

※1978年（昭和53）年から2018（平成30）年の40年間で分布域は、**約1.9倍**に拡大。

2014（平成26）年から2018（平成26）年の3年間で、東北、北陸、関東地方を中心に約1.1倍に拡大。

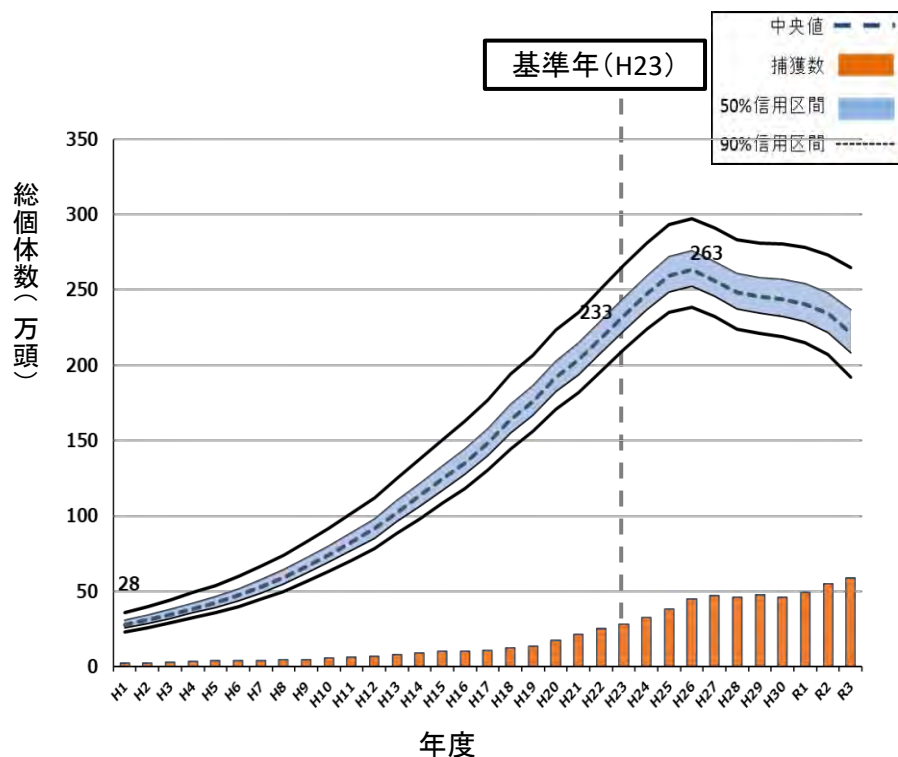


「全国のニホンジカ及びイノシシの生息分布調査について（環境省）」より

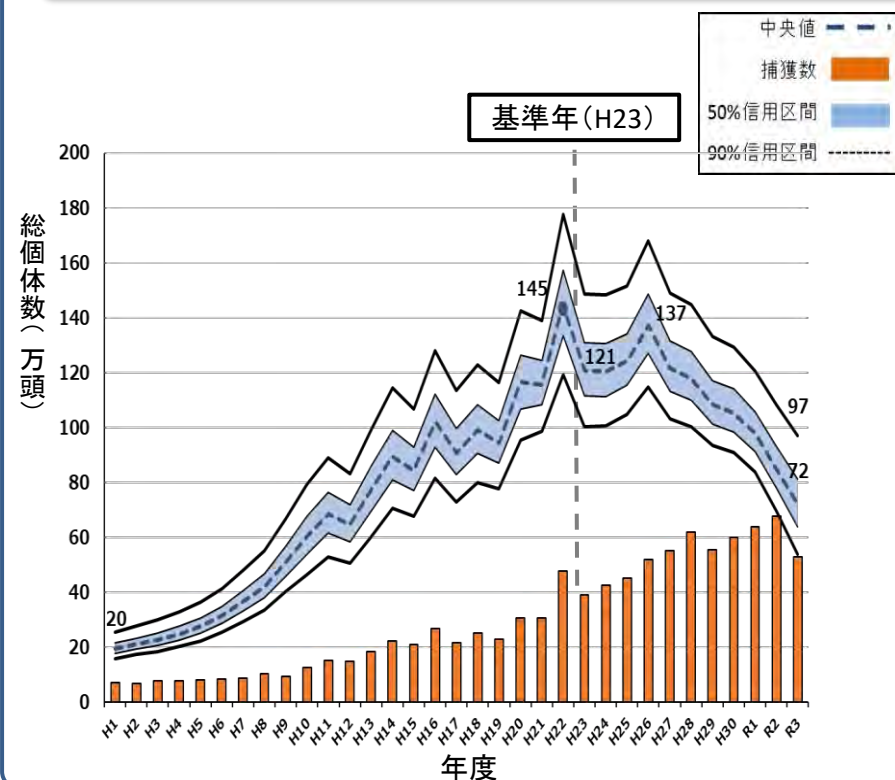
はじめに… 野生鳥獣を取り巻く現状（ニホンジカとイノシシの個体数推定）

- 捕獲数等の全国的に入手可能なデータを元に2021年度（令和3年度）時点の個体数を推定。
- ニホンジカ（本州以南※₁）は中央値で約222万頭（90%信用区間：約192～265万頭）、イノシシは約72万頭（90%信用区間：約54～97万頭）。
- 2014年度（平成26年度）をピークに、個体数は減少傾向にあるが、半減目標の達成のためには、引き続き、捕獲強化が必要。

ニホンジカ（本州以南）の推定個体数の推移



イノシシの推定個体数の推移



※₁ 北海道では、独自の推定方式で計算していることから合算していない。令和3（2021）年度の北海道の推定個体数は、東部地域31万頭、北部地域18万頭、中部地域20万頭、南部地域3～20万頭（北海道資料）

※₂ 令和3（2021）年度の自然増加率の推定値は、シカは中央値1.20（90%信用区間：1.17-1.23）、イノシシは、中央値1.47（90%信用区間：1.29-1.64）

※₃ 新たな捕獲実績等のデータを追加してこれまでの個体数を推定するため、過去に遡って推定値が見直される。このため、今後の推定個体数も変化する可能性がある。

はじめに… ニホンザルの分布域の拡大

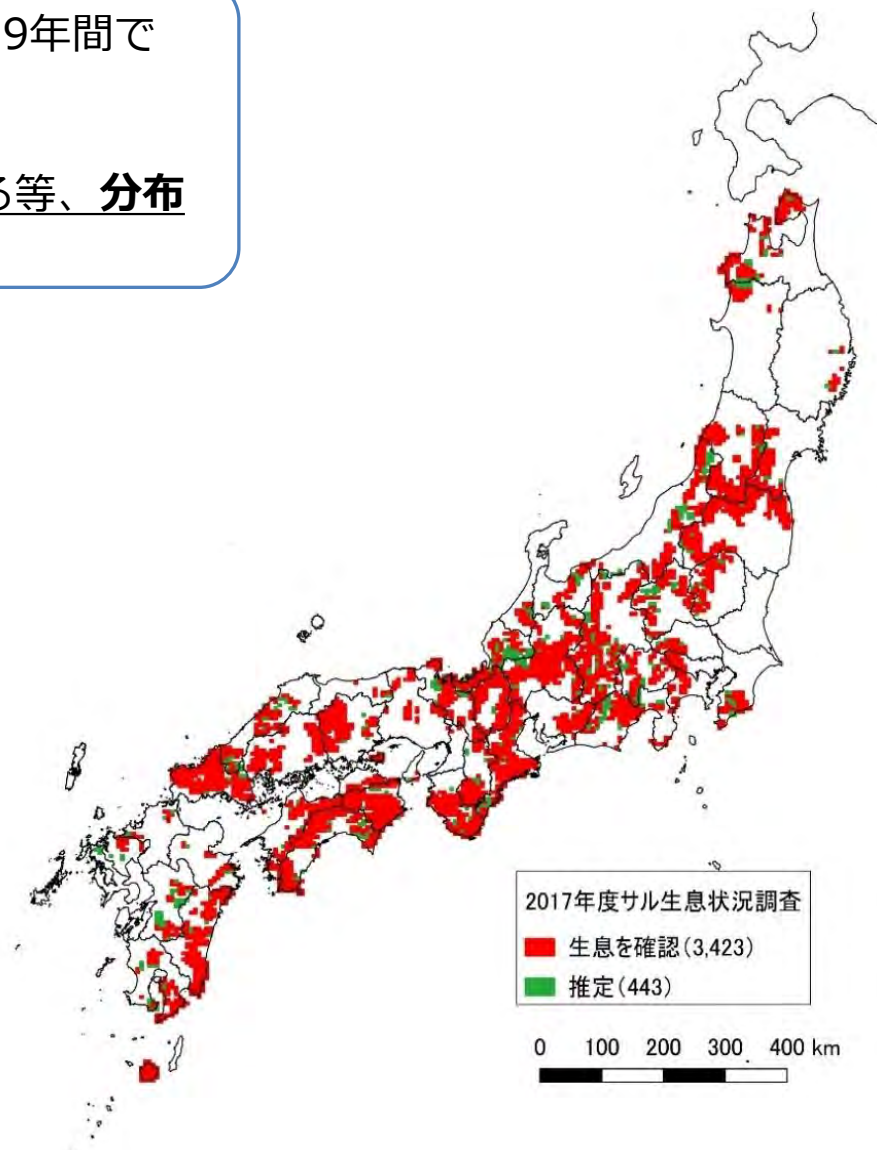
○1978年（昭和53）年から2017（平成29）年の39年間で分布域は、**約1.7倍**に拡大。

○特に、**東北地方で2.3倍、関東地方で1.9倍**になる等、**分布拡大**が顕著。

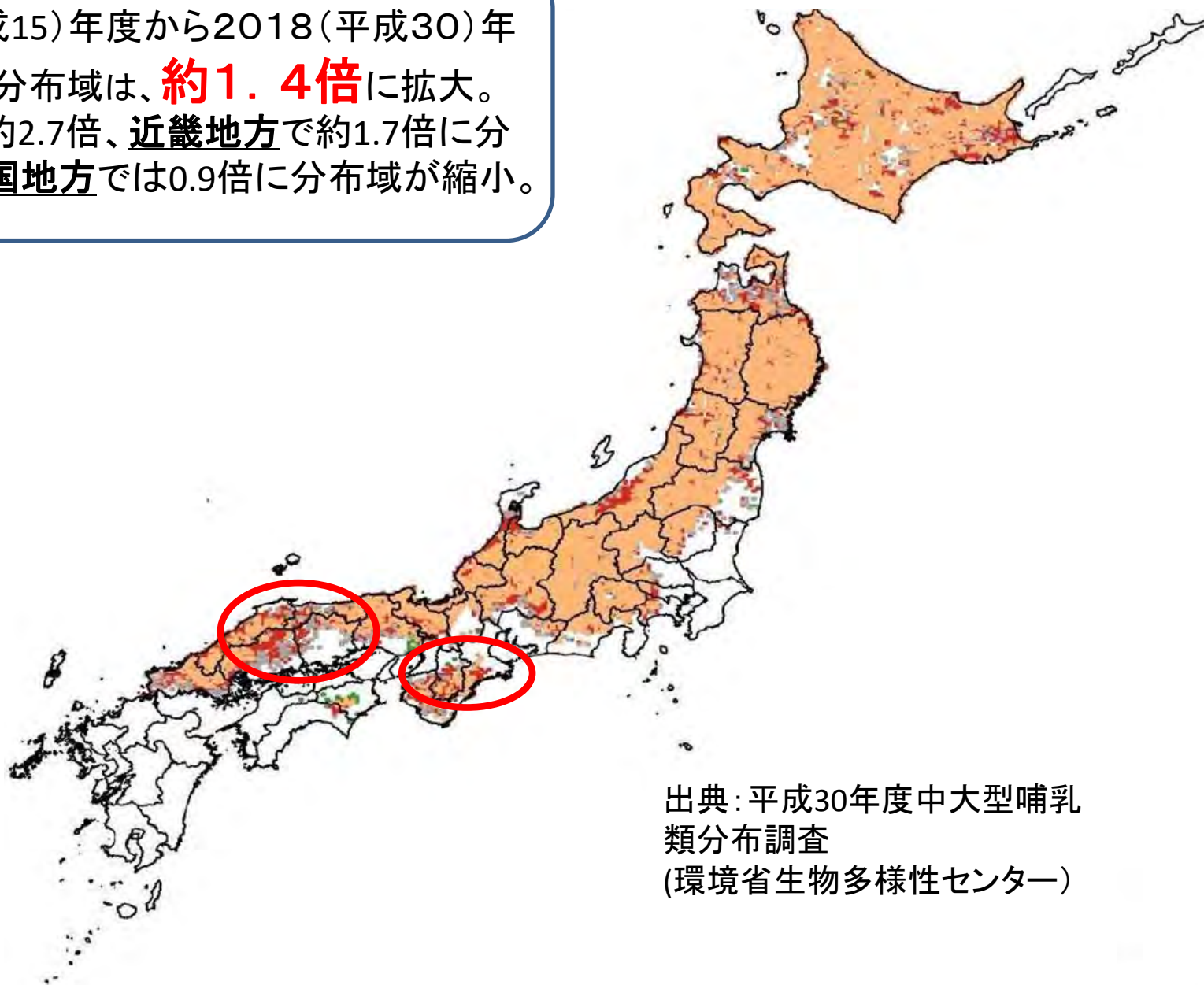
※ニホンザルの分布メッシュ数

	1978年	2003年	2015年	2017年
確実な生息	2,288	3,471	3,198	3,423
推定生息			493	443
合計	2,288	3,471	3,691	3,866
1978年比		1.517倍	1.613倍	1.690倍
2003年比			1.063倍	1.114倍
2015年比				1.047倍

2003年以降では横ばい傾向



- 2003年（平成15）年度から2018（平成30）年度の15年間で分布域は、**約1.4倍**に拡大。
- 中国地方で約2.7倍、近畿地方で約1.7倍に分布域が拡大。四国地方では0.9倍に分布域が縮小。



出典：平成30年度中大型哺乳
類分布調査
(環境省生物多様性センター)

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）

1. 鳥獣保護管理法の体系と沿革

2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正

3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化

4. 最近のトピック & 情報提供

1-1. 野生鳥獣に関する江戸時代から現代までの動向

時代の状況

鳥獣との関係

鳥獣対策

江戸時代					明治・大正		昭和(戦前)	昭和(戦後)	平成・令和
大開墾時代 ・材木搾取のための森林伐採 ・肥料需要による森林劣化					鳥獣の乱獲時代 ・鉄砲や鷹場の規制解除 ・村田銃の払い下げ ・羽毛と毛皮の大量輸出 ・軍用毛皮の需要拡大 ・食肉忌避の薄れ		戦後復興・高度経済成長 ・拡大造林 ・公害問題 ・エネルギー改革 ・リゾート開発	人の撤退（過疎化高齢化） ・耕作放棄地の増加 ・積雪量の減少	
軋轢が激化					鳥獣の激減		一部鳥獣の絶滅 (ニホンカワウソ、トキ、コウノトリ等) 鳥獣の増加（後半）	鳥獣の生息数・分布・被害の拡大	
・鷹狩り ・幕府や藩による鳥獣防除を目的にした鹿狩り ・各地でシシ垣築造					・鳥獣猟規則の制定(M6年) ・保護鳥獣の制定(M25年) ・商業的狩猟の拡大		・狩猟の一般化(レクリエーションとして普及) ・大日本職合猟友会の組織化(S4年)	鳥獣の保護強化 ・鳥獣保護区の指定開始(S25年) ・鳥獣法の制定(S38年) ・狩猟の拡大 →狩猟者(主に羽物猟)数の急増約53万人(S45年)	鳥獣の管理強化 ・特定鳥獣保護管理制度の制定(H11年) ・鳥獣保護管理法改正(H26年) ・指定管理鳥獣捕獲等事業導入(H26年)

1 - 2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・ 銃猟のみ規制の対象
- ・ 銃猟の免許鑑札制
- ・ 銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・ 日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・ 猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・ 捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・ 職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定（全部改正）

現行法の骨格が完成

- ・ 保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
- ・ 保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・ 鳥獣保護区制度の創設
- ・ 保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（改称）

- ・ 鳥獣保護思想の明確化
- ・ 鳥獣保護事業計画制度の創設

（※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管）

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・ 特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・ 国と都道府県の役割の明確化

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定（ひらがな化）

- ・ 指定猟法禁止区域制度の創設
- ・ 捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・ 網・わな免許の分離
- ・ 鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・ 輸入鳥獣の標識制度の導入

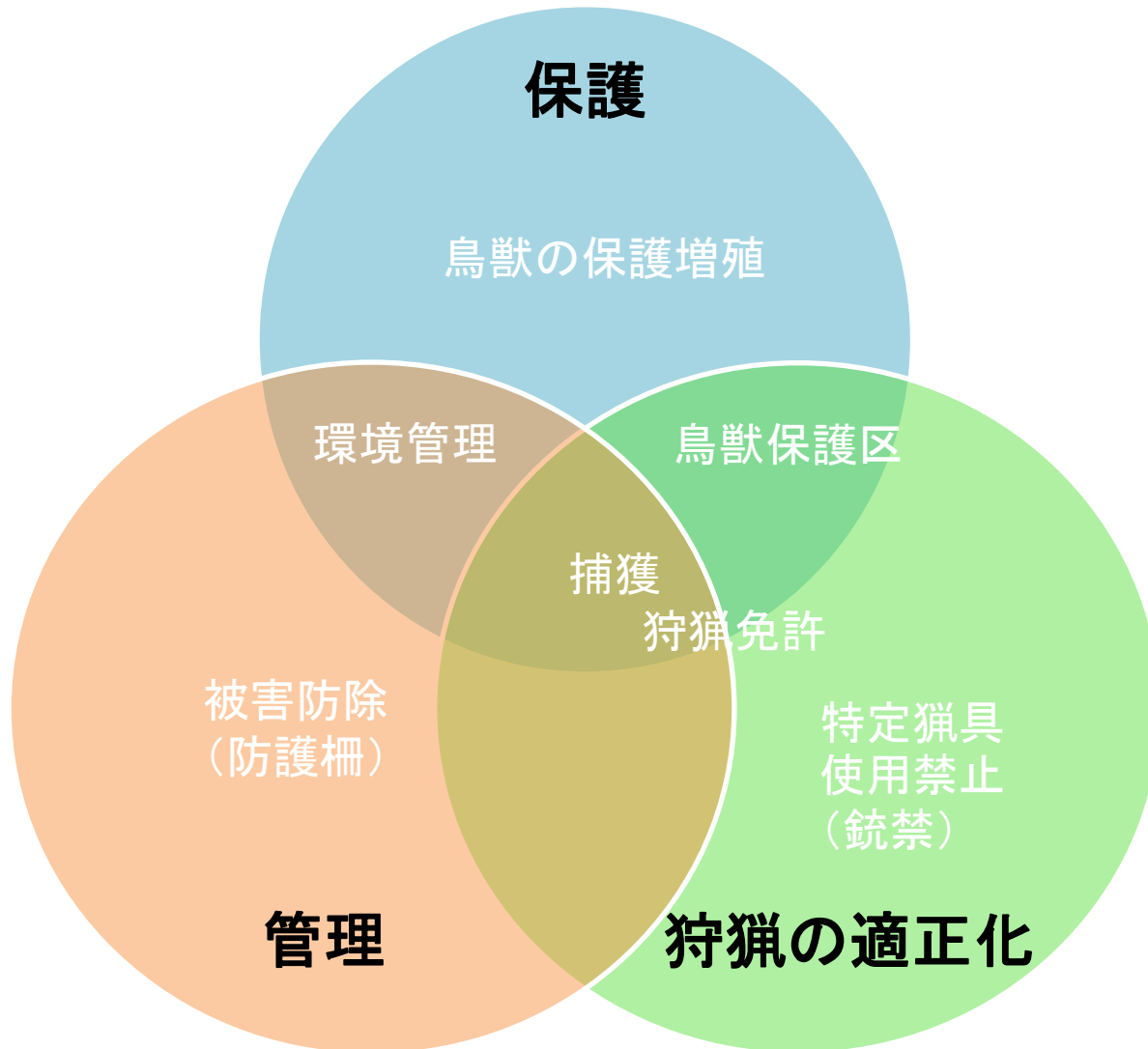
（※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

- ・ 市町村への捕獲許可権限の委譲

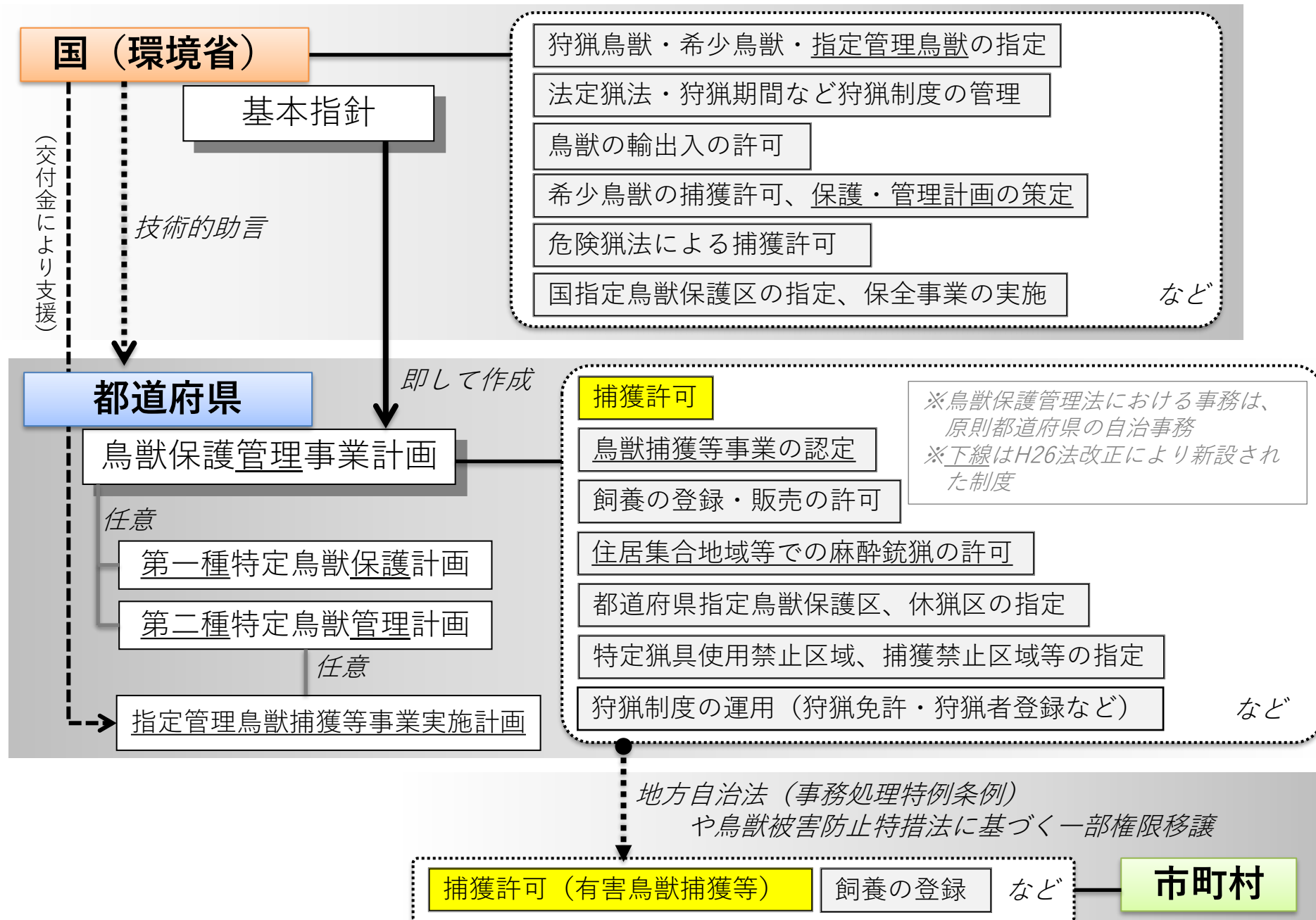
平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・ 鳥獣の管理の強化
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等時用の創設
- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣保護管理に関わる行為・制度と目的の関係



1 - 4. 鳥獣保護管理法の施策体系



1 - 5. 鳥獣の捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外			
		許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等 事業
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (被害防止)	鳥獣の管理 (個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の 防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定 鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟 区等の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

1－6．狩猟

法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」と定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要がある。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器、単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃（コルクを発射するものを除く。）	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな	むそう網、はり網、つき網及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円（11,000円）
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円（5,500円）
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※（ ）内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者（農林水産業従事者を除く）以外の者。
※放鳥獣猟区にのみ係る登録者の場合、それぞれ1／4に軽減。
※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1／2に軽減（H27年度～）
※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税（H27年度～）。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免許が交付される。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）免許は全国で有効。

免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。
3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免許再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1000円）

狩猟期間

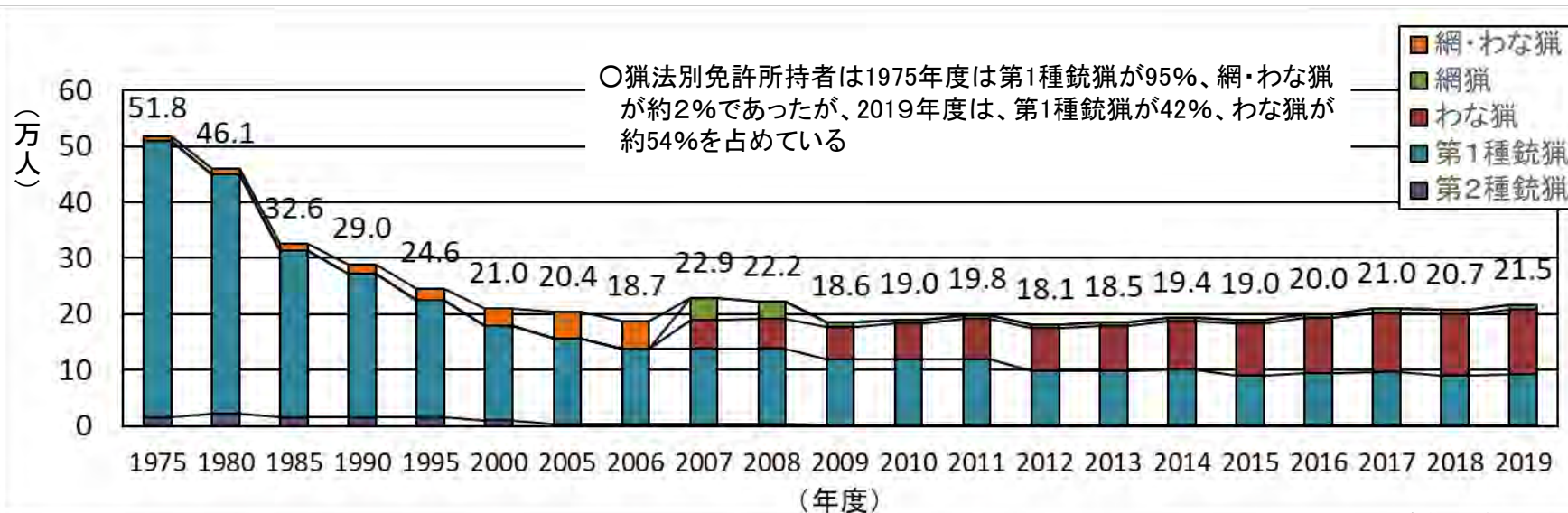
北海道以外：11月15日～2月15日
北海道：10月1日～1月31日
（第2種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある）

1-7. 狩猟者の減少と高齢化、銃猟・わな猟の増加

全国の年齢別狩猟免許所持者数

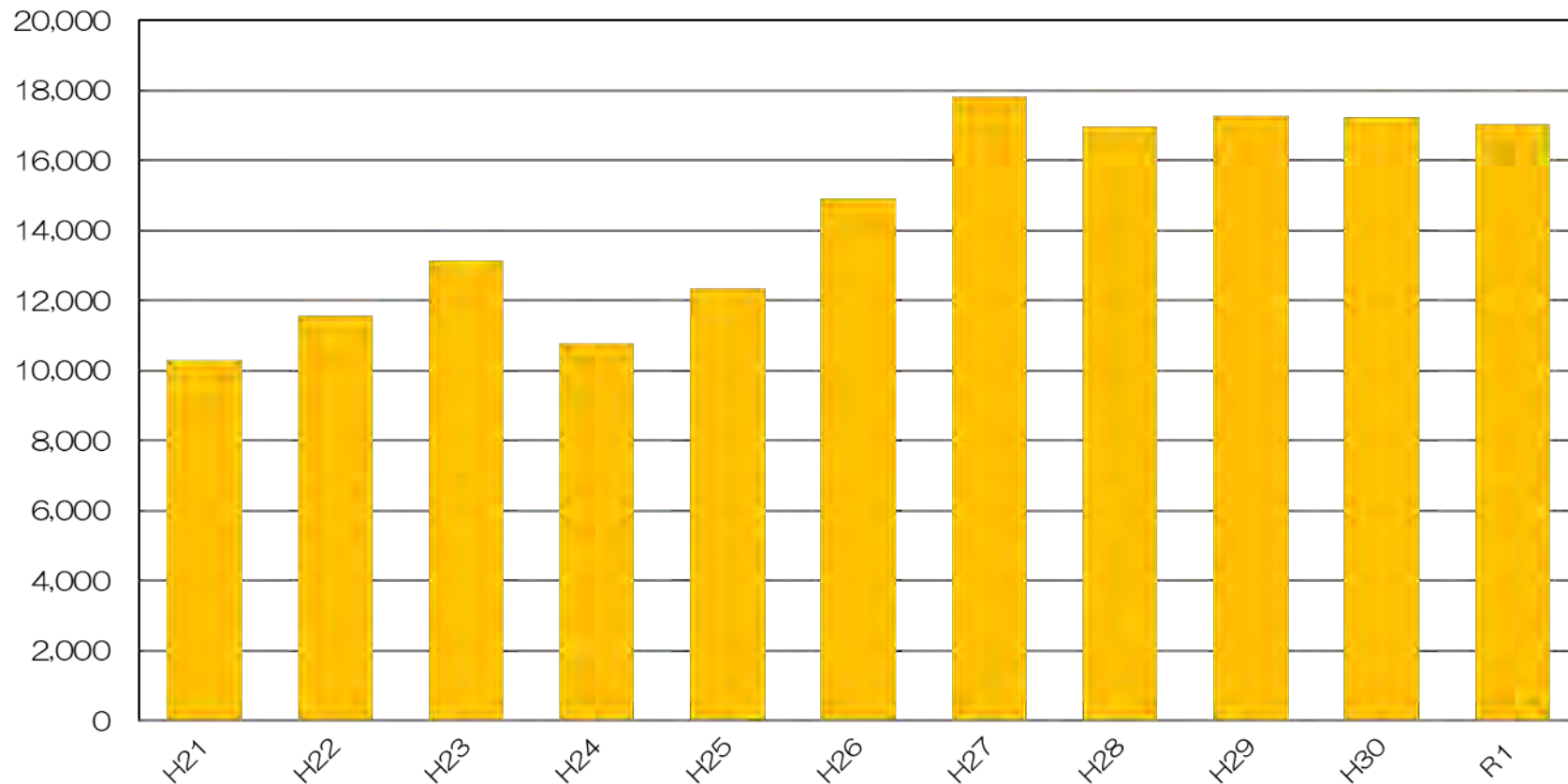


全国の猟法別狩猟免許所持者数



1－8. 狩猟免許の新規取得者数の推移

全国における新規免許取得者数の推移（H21～R1）

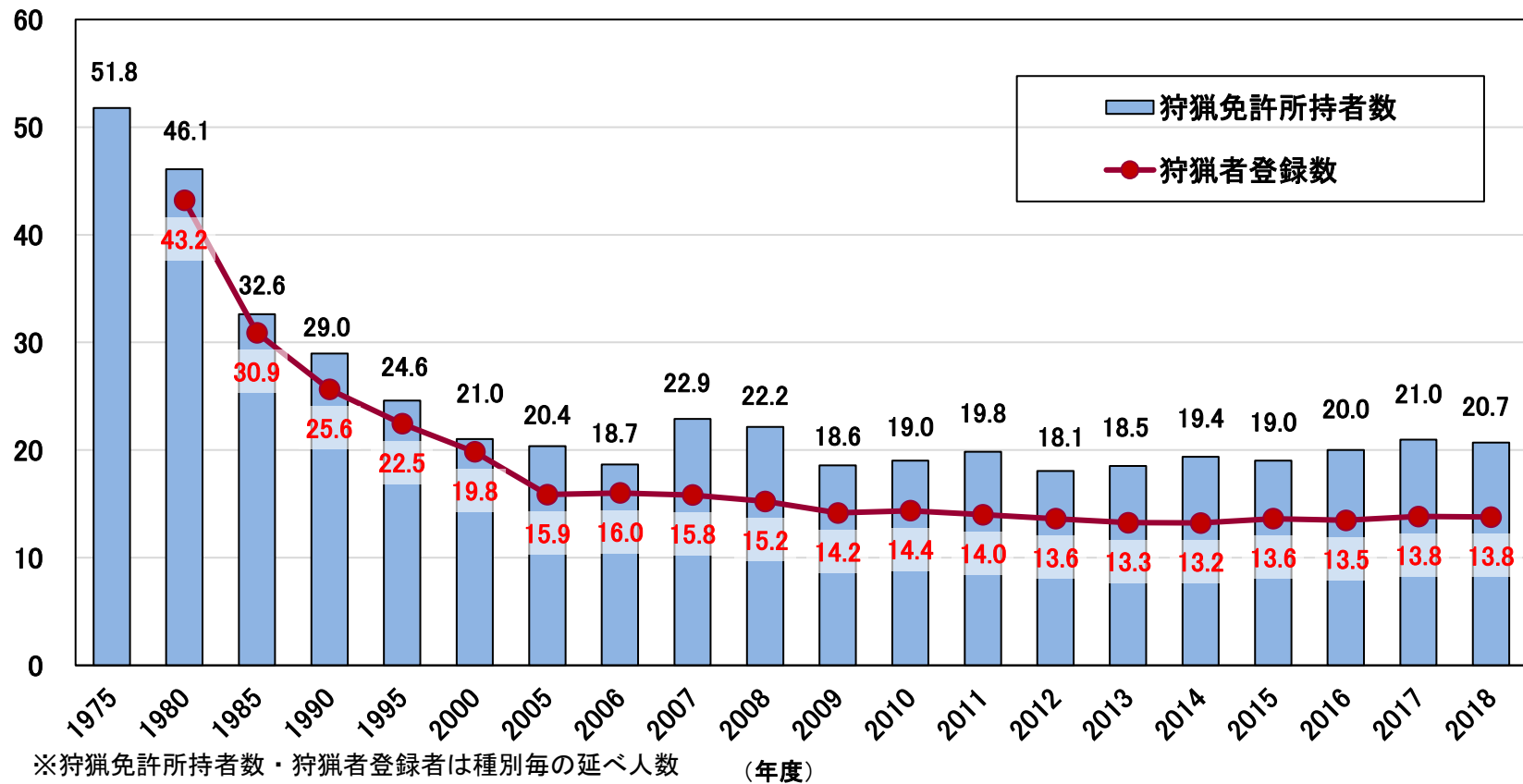


※平成30年度の免許種別の割合は、網猟4%、わな猟66%、第1種銃猟29%、第2種銃猟1%

1-9. 狩猟（免許所持者と登録者のギャップ）

狩猟免許所持者数・狩猟者登録者数の推移

(万人)



(出典：鳥獣関係統計より作成)

- 1975(昭和50)年の51.8万人から近年約21万人前後に。
- 狩猟免許を取得しても、実際の狩猟登録者は2／3程度。

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第1条）。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】

生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める（第4条）。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。

（第14条の2）

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

※ 平成27年5月29日（一部は公布日施行）

2－2. 題名、目的等の改正（第1条・第2条）

【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

【目的（第1条）】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

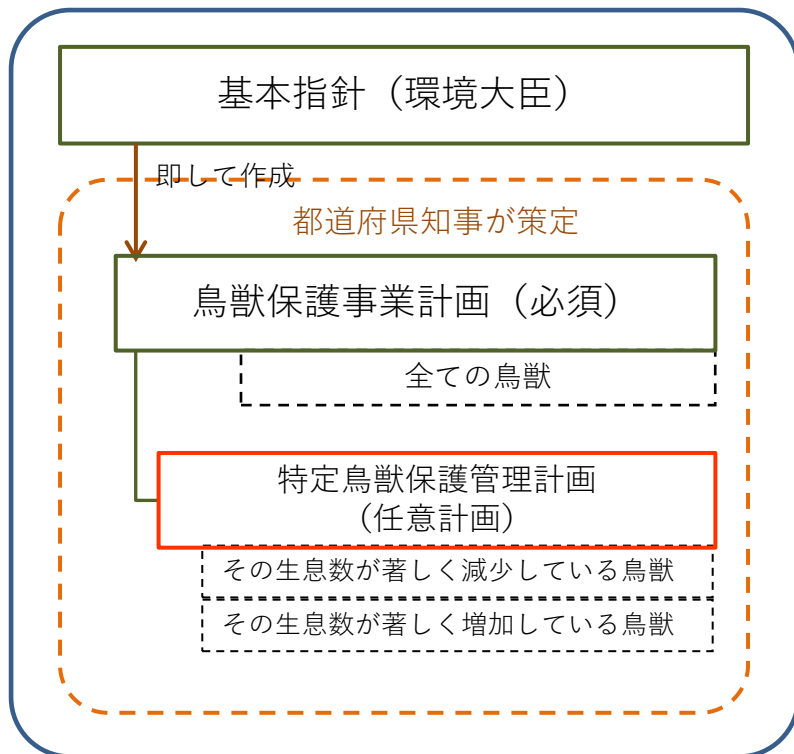
【定義（第2条）】

生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

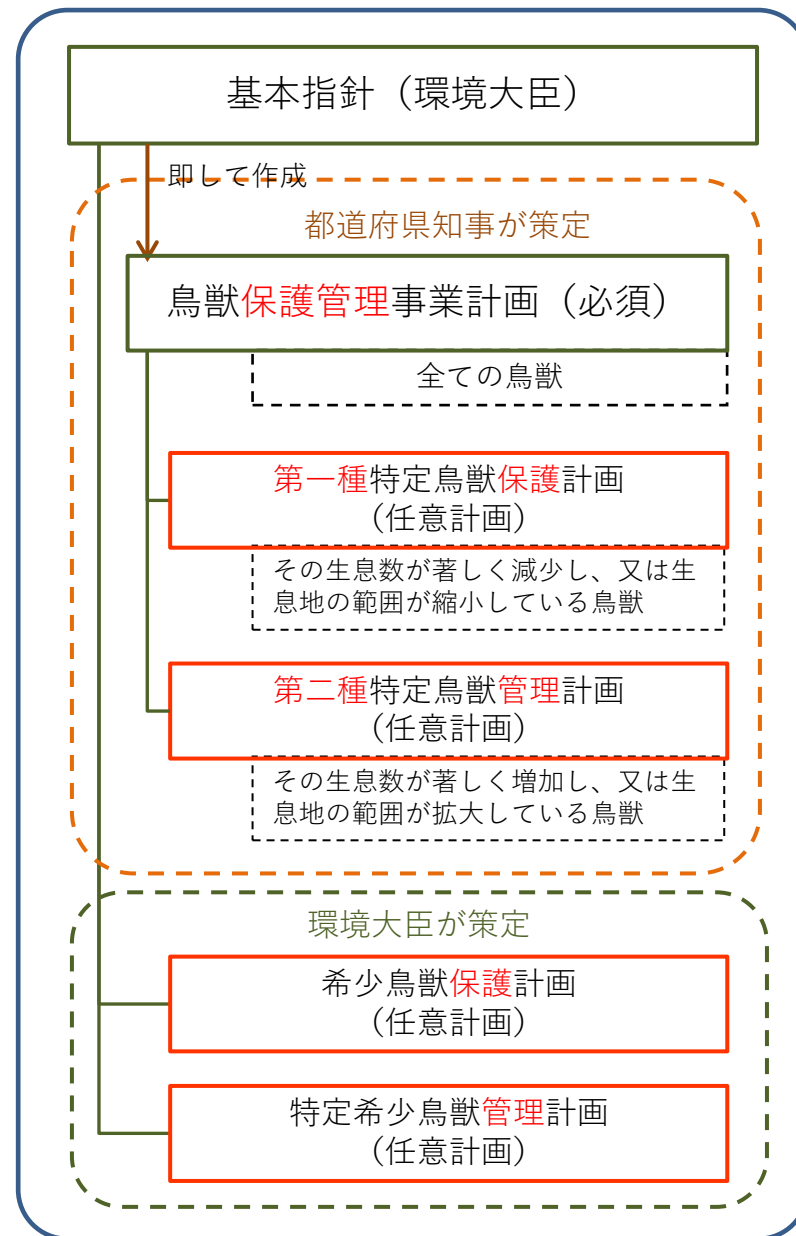
- 鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
- 鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2-3. 施策体系の整理（第3条、第4条、第7条～第7条の4）

【改正前】

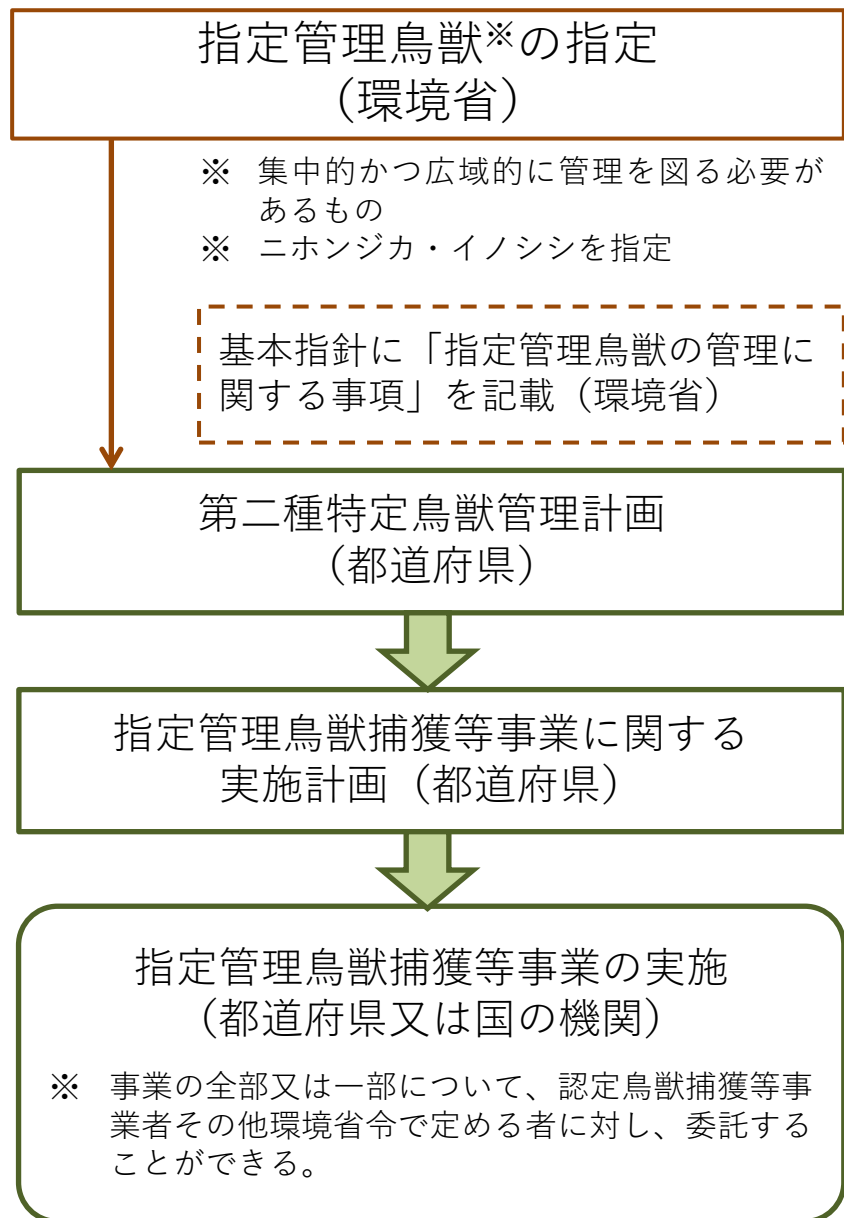


【改正後】



2-4. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設（第14条の2）

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止（法第8条）を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

2-5. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者（法人）

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。

※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合

認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法令上の効果>

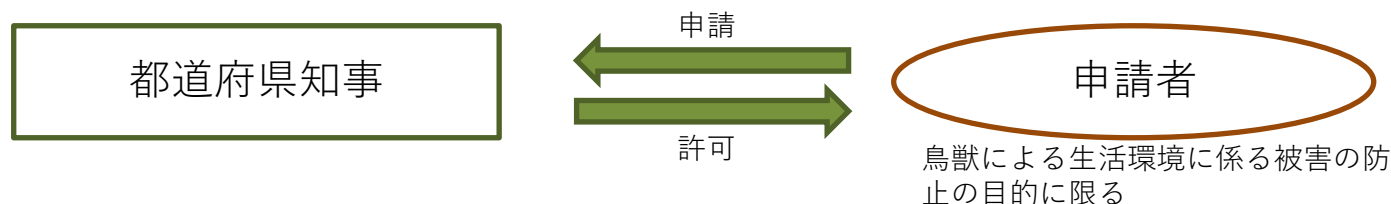
- ❑ 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- ❑ 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- ❑ 従事者の適性試験の免除
- ❑ 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
- ❑ 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- ❑ 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

- ❑ 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- ❑ 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

① 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可（第38条・第38条の2）

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。



② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（第40条）

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、欠格事由を「20才に満たない者」から「18才に満たない者」に引き下げる。

③ 公務所等への照会規定の追加（第75条の2）

この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。

（狩猟免許の欠格事由等に係る情報提供を求めるための法的根拠を整備するもの。）

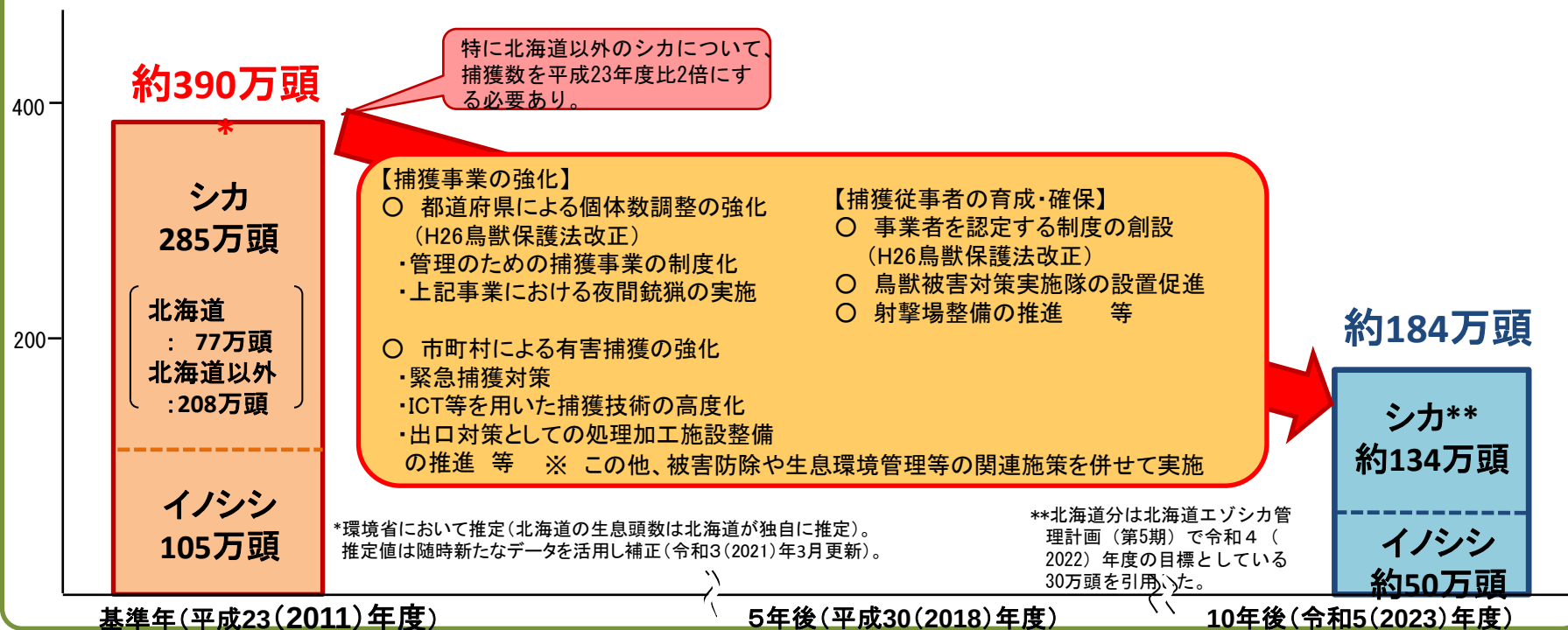
2-7. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策 イメージ】

シカ・イノシシ
生息頭数(万)

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減



主に以下の3つの捕獲活動を連携し、総合的に推進することで、鳥獣管理対策のより一層の強化

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金(環境省)による捕獲 鳥獣保護管理法に基づく都道府県が行う指定管理鳥獣(ニホンシカ、イノシシ)捕獲事業を支援

鳥獣被害防止総合対策交付金(農林水産省)による捕獲 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村が中心となった地域ぐるみで行う柵の設置や追払活動、捕獲活動等を支援

狩猟による捕獲 狩猟者による捕獲(※狩猟税の減免措置、鳥獣法の改正による取得年齢の引き下げ等で支援)

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

3 - 1. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化

鳥獣の捕獲等の管理の強化

従来の野生鳥獣の管理

- ・ 都道府県において狩猟の規制を一部解除
- ・ 市町村を中心とした、鳥獣の捕獲等の農作物被害対策



深刻な被害を及ぼしている鳥獣について**積極的な管理**に転換

都道府県や国による指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲事業の導入

- ・ 都道府県事業による広域的、計画的な個体群管理の実施
（夜間銃猟や個体の放置も計画に位置づけ限定的に解除）
- ・ 国による都道府県への財政的支援の導入
（指定管理鳥獣捕獲等事業交付金制度の創設）

3 - 2. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

- 指定管理鳥獣であるニホンジカ及びイノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱（CSF）ウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ及びイノシシの捕獲事業等を交付金により支援。

交付対象事業	事業実施主体	交付割合
①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業	都道府県、協議会	・ 都道府県は事業費5,000千円を上限とする ・ 定額補助、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額補助（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）
②指定管理鳥獣捕獲等事業	都道府県	・ 事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSF（豚熱）の発生が確認された都道府県については事業費の2/3以内）
③効果的捕獲促進事業	都道府県、協議会	・ 事業費10,000千円を上限とする定額補助 （1）効果的捕獲モデル・技術開発タイプ （2）市町村連携タイプ （3）広域連携タイプ
④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	都道府県、協議会	・ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑤ジビエ利用を考慮した狩猟者の育成	都道府県	・ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	都道府県	（1）ジビエ利用を目的とした狩猟捕獲経費支援 ・ 1頭9千円上限とする定額補助（シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ・ 1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額補助 （2）捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助 ・ 1頭8千円（予定）上限とする定額（シカ・イノシシ各1頭目から支払い） ・ 処分施設等における捕獲個体の処分に要する経費（定額）

3 - 3. 各計画の策定状況

令和4年11月4日現在

計画の名称		策定都道府県数
鳥獣保護管理事業計画 (※ 都道府県の鳥獣行政の基本的な計画(5年計画))		47都道府県
第二種特定鳥獣管理計画 (※ 生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、特に鳥獣の管理を図るための計画(3～5年計画))	ニホンジカ	45都道府県
	イノシシ	45府県
	ニホンザル	28府県
	ツキノワグマ	20道府県
	ニホンカモシカ	8県
	カワウ	7県
	ゴマフアザラシ	1道
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画(令和4年度) (※ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための実施計画(1年計画))	ニホンジカ	39都道府県、1協議会
	イノシシ	23県、1協議会

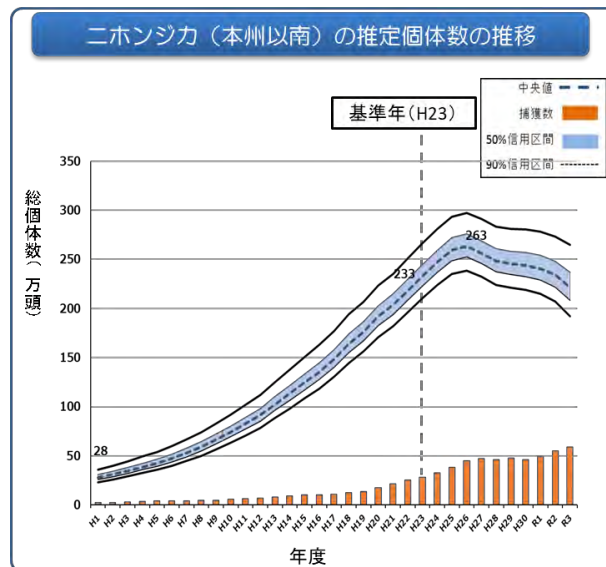
注:ツキノワグマは、第一種特定鳥獣保護計画を2県で策定済み

3 - 4. 科学的・計画的な鳥獣保護管理の推進

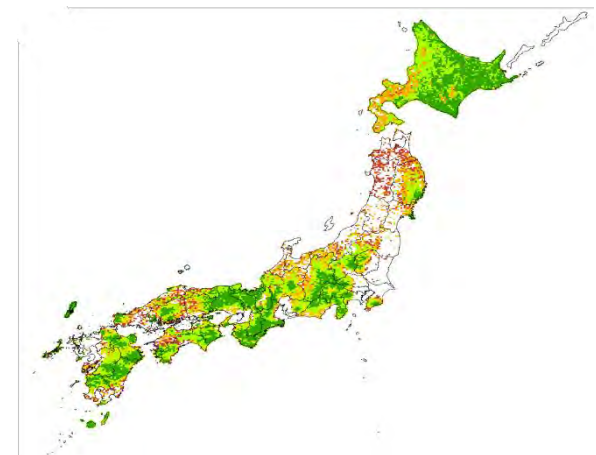
科学的な基盤の整備

- ニホンジカ、イノシシの全国レベルの個体数推定、将来予測（毎年）
- ニホンジカの全国の生息密度分布図作成（平成27年実施。その後、令和4年度全国実施予定）
- ニホンジカ、イノシシの全国生息分布拡大状況調査（令和3年3月公表）
- ニホンジカの都道府県別の個体数推定実施（30都道府県）

ニホンジカの個体数推定



ニホンジカの
密度分布図



3－5．鳥獣保護管理の捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者、捕獲者の育成

- 狩猟の社会的意義や魅力を伝える普及啓発やイベント実施（環境省、都道府県）

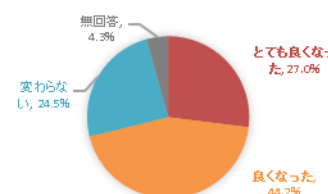
※環境省が実施した捕獲の担い手のきっかけをつくる「狩猟フォーラム」

では、令和元年末までに33都道府県37会場で開催し、計9,273人(1会場平均250人)が参加。

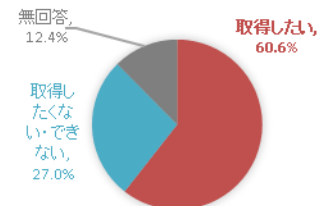
※令和5年度は初めてオンラインで開催。

→フォーラムが狩猟のイメージ向上、免許取得への意欲向上につながり、狩猟免許受験者の増加にも寄与

フォーラム参加後の狩猟のイメージ



フォーラム参加後の免許取得希望



狩猟者、捕獲者の負担軽減

- 公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を免除

※平成27年度より狩猟者登録者の6割以上となる有害鳥獣捕獲従事者へ措置が適用され、経済的負担を軽減

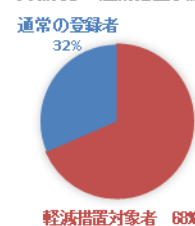
（現在の措置は平成31年4月～令和6年3月末まで。

R6年度以降の延長要望を予定）

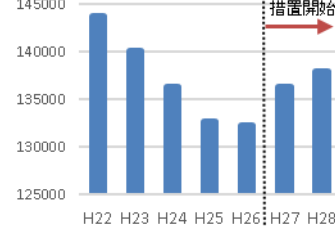
→減少傾向にあった狩猟者登録者数の下げ止め、回復傾向に寄与

- 都道府県等における狩猟者の負担補助制度

狩猟税の軽減措置状況



狩猟者登録者数



狩猟の拡大、推進

- 都道府県の狩猟による捕獲経費支援を実施（環境省、R3～）
- わな猟・網猟の免許取得年齢を18歳以上に引き下げ（環境省、H27～）

3－6．専門人材の確保・育成

専門的人材の育成

- 特定鳥獣に係る地方公共団体職員の研修
- 認定鳥獣捕獲等事業者講習会
- 鳥獣保護管理に係る人材登録事業（のべ171名）
 - ・鳥獣保護管理プランナー：鳥獣保護管理の計画作りの専門家
 - ・鳥獣保護管理捕獲コーディネーター：被害防除を含む捕獲指導
 - ・鳥獣保護管理調査コーディネーター：調査を行う専門家→民間の資格制度との連携、交付金事業での活用
→登録者の活用促進事業を実施
（登録者を研修等に招へいする際の謝金・旅費を支援）
- 都道府県における専門的職員の配置状況（毎年公表 R4,4時点）
 - ・専門的職員を配置している都道府県数 37／47（79％）
 - ・1都道府県当たりの専門的職員の平均配置数 3.7人

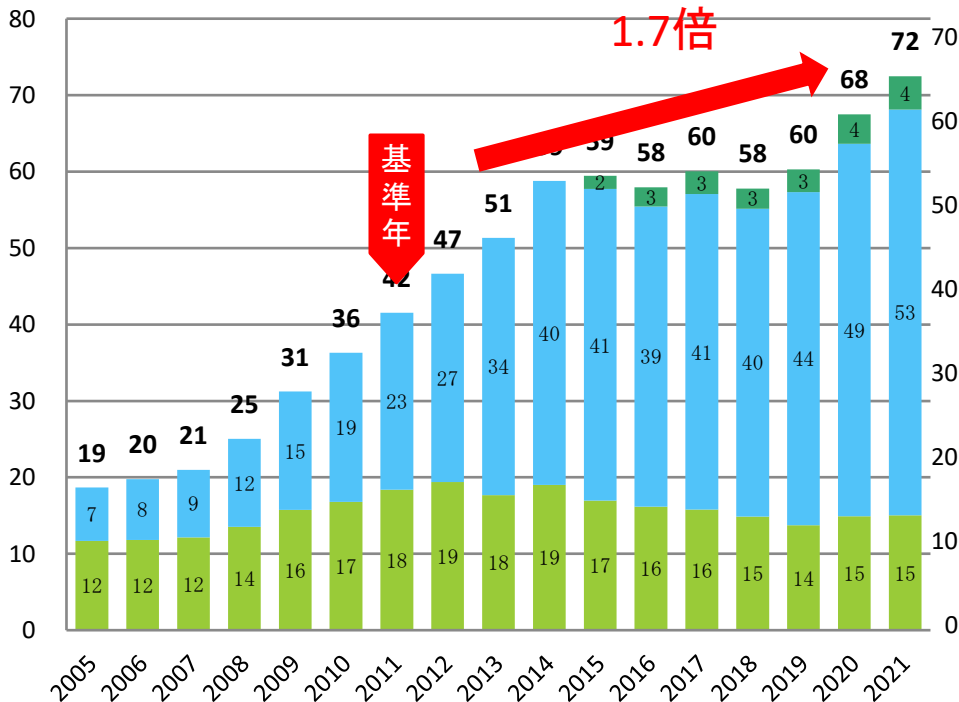
3-7. ニホンジカ・イノシシの捕獲状況

- ニホンジカの捕獲頭数は、近年60万頭前後で推移し、2011年から約1.7倍。2021年は過去最高を記録。
- イノシシの捕獲頭数は、2011年から約1.7倍。これまでの捕獲の取組や豚熱の影響により生息頭数が減少してきていると考えられ、2021年には捕獲頭数が大きく減少。
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は15年で約1/3から約3/4に増加

ニホンジカ・イノシシの捕獲数（捕獲種別）

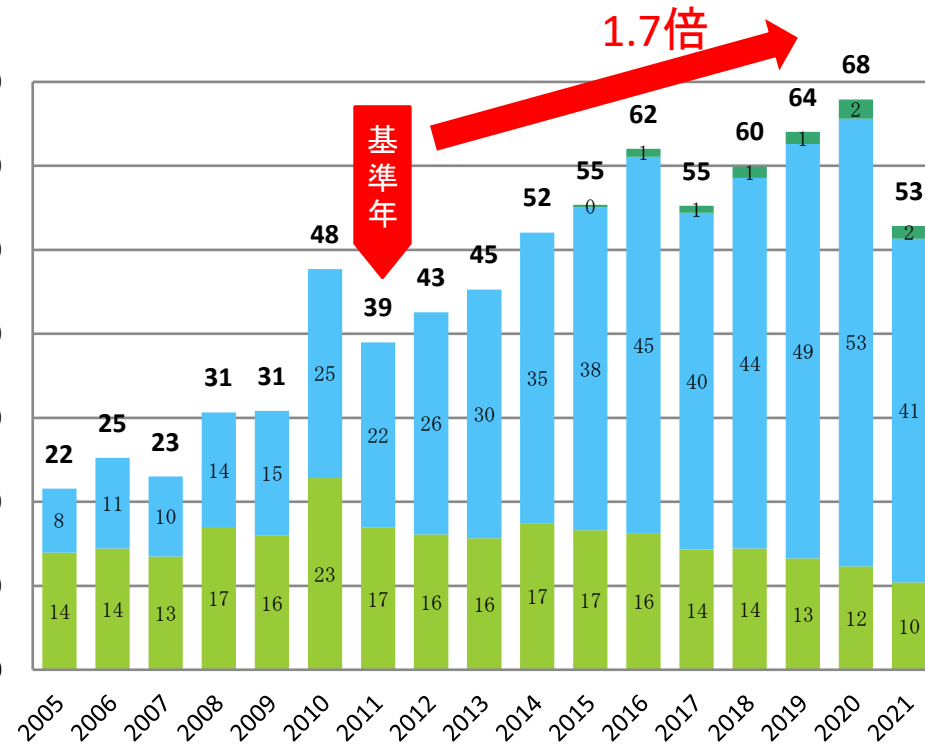
（万頭）

ニホンジカ



（万頭）

イノシシ



■ 狩猟 ■ 許可(被害防止・数の調整) ■ 指定管理鳥獣捕獲等事業

鳥獣保護管理政策の現状と行政上の諸対策について

- 0. はじめに（鳥獣による影響及び鳥獣の現況）
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック & 情報提供

4 - 1. 基本指針の見直し①（狩猟鳥獣の変更）

○ 鳥獣保護管理法上の「狩猟鳥獣」の定義

「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう

○ 基本指針上の「狩猟鳥獣」の定義

以下の1)及び2)の選定の考え方にに基づき、環境省令で定めるものとする。

- 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
- 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。

① 当該鳥獣の保護の観点

② 生物多様性の確保の観点

③ 社会的・経済的な観点

この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業又は生態系等に係る被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。なお、外来鳥獣については、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理の有無等についても考慮する。国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。

5年に1回(R4)の見直し

基本指針の見直しを踏まえ、狩猟鳥獣の生息状況の変化等に基づいて、狩猟鳥獣の指定・解除、狩猟に係る規制の見直しを実施。

→ゴイサギ、バンの指定を解除。

4 - 2. 基本指針の見直し②（市街地出没への対応）

- クマ類、イノシシ、ニホンジカ等の市街地出没の深刻化
 - 鳥獣の生息分布の拡大
 - 過疎化などによる人間活動の低下（都市周辺部の自然環境の回復も）

令和3年10月告示の改訂した**基本指針**では、以下の趣旨を記述。

○ 人と鳥獣のすみわけ、ゾーニング管理

- ・市街地に出没させないための環境管理
 - 放置された廃棄農作物、果樹、ごみ等の適正な管理
 - 緩衝地帯、移動経路となる河川などにおける刈り払い 等

○ 市街地出没時の迅速な対応

- ・行政機関による出没時の対応方針の決定
- ・人員の配置や連絡体制の整備

出没抑制、出没時の人材、組織の育成が重要

4－3．基本指針の見直し③（錯誤捕獲の防止）

○ 意図しない鳥獣種の捕獲－錯誤捕獲－の防止

- 近年の捕獲対策の強化によりわな使用に伴う錯誤捕獲の増加
- 捕獲の非対象種の保護の観点からも重要
- 原則、放獣することが必要であるが、クマ類、カモシカ等の放獣には高度な技術、体制が必要

令和3年10月告示の改訂した基本指針では、以下の趣旨を記述。

○ 錯誤捕獲の実態の把握

捕獲事業において錯誤捕獲される鳥獣の種類、数、わなの使用状況等の情報の収集

○ 猟具の規制の見直し、捕獲技術の向上

- ・くくりわな規制（内径の最大長の直線に直角に交わる内径が12cm）の見直しの検討
- ・餌による誘引方法の工夫、設置場所の変更 等

○ 錯誤捕獲した場合の放獣体制の整備

クマ類やカモシカの生息地では、放獣体制の整備や放獣場所の調整が必要

4-4. 情報提供（鳥獣保護管理の専門家の活用支援）

地方公共団体、農業・林業団体など、鳥獣対策でお困りのみなさま

野生鳥獣対策の専門家派遣を支援します！

環境省「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」のご案内

環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する**専門家**を「鳥獣プロデータバンク」に登録し、地方公共団体等に紹介する取組を実施しています。「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」では、地方公共団体等の皆様が、専門家の方々を研修や技術指導等の活動へお招きするための**謝金や旅費相当額を支援します**。

※ 利用方法や留意点は裏面をご参照ください。

鳥獣プロデータバンクの専門家ができること

鳥獣プロデータバンクには、野生鳥獣の保護管理を専門とする大学、民間企業、地方自治体の職員等が役割に応じた3つの区分で登録されており、鳥獣対策の様々な指導・助言を行います。

分野	鳥獣保護管理 プランナー	鳥獣保護管理 捕獲コーディネーター	鳥獣保護管理 調査コーディネーター
主な役割	行政機関の計画策定の 助言	捕獲・被害防止対策の 指導	モニタリング調査等の 実施・指導

裏面において登録されている専門家の活動を一部紹介！

こんな悩みの解決に役立ちます

例えば...

- ・イノシシの農作物被害防止のためのアドバイスをもらいたいが、**誰に講師を頼めばよいかわからない。**
- ・行政担当者向けの鳥獣保護管理研修を開きたいが、**ニホンジカの管理に詳しい専門家が見つからない。**

プロデータ
バンク事務局へ
相談し、
専門家を招聘

地域の課題・鳥獣種等に応じた専門家による現地指導・研修を実現



問い合わせ

鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局（一般財団法人自然環境研究センター内）
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3-3-7
TEL 03(6659)6339 MAIL chojujinzai@jwrc.or.jp
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

地域住民に
向けて

登録者の活動紹介

ハンターに
向けて

● 調査コーディネーターのDさん

市民に向けた
イノシシ被害対策講演会



有害鳥獣捕獲班員としての活動を通じて感じたことを踏まえ、被害対策の知識向上、被害軽減につながるような講演を行った。

● プランナーのAさん

地域住民が主体となって
取り組んだツキノワグマ対策



出沒対策としてカキの木の伐採を行い効果を県に報告した結果、新たに県の予算化が進み、他地区への取組波及に繋がった。

● 捕獲コーディネーターのUさん

イノシシの分布拡大最前線地域に
おける捕獲技術指導



簡易電気殺処分器の作成実習、捕獲技術研修を行い、捕獲の担い手の技術の向上や組織の育成を行った。

● 調査コーディネーターのNさん

目撃・被害情報と痕跡調査を
組み合わせ、効率的な捕獲を実施



住民からのイノシシ通報と詳細な痕跡調査を組み合わせた結果から、わなの種類や捕獲場所を選定し、高い捕獲成功率を実現。

利用方法 利用者（地方公共団体、農業・林業団体等）の利用手順

- STEP1 「鳥獣プロデータバンク」で登録されている専門家を検索
又は 事務局に電話・メールで相談
- STEP2 『利用申請書』を事務局に提出
- STEP3 事務局からの連絡を受け、専門家へ依頼
- STEP4 専門家と活動内容（研修、技術指導等）を調整し、活動を実施
- STEP5 『活動報告書』を事務局に提出

※ 事務局で活動報告書の提出を確認後、事務局から登録されている専門家へ謝金と旅費相当額を支払います。
※ 謝金は7,000円/時間（上限4時間分）、旅費相当額は上限27,140円を支援します。
※ 令和5年度登録者活用促進事業を活用した支払人数については、のべ10名を上限とします（先着順）。
※ 詳細は手順書をご確認ください。

手引き・申請書は「鳥獣プロデータバンク」webサイトで入手できます。➡



HPにおいてその他登録されている専門家の『活動レポート』も掲載中！

4－5. 情報提供（狩猟等事故防止映像）

事故につながる 分岐点



- ① 第1章「誤射はなぜ起きた？（収録時間11分）」 URL: <https://youtu.be/fY4NsRx2tp4>
銃猟において人を野生鳥獣と間違えてしまう「誤射」に関する事故事例を参考に、どうしてこのような事故が起こったのかを解説。
- ② 第2章「増えるわな猟の事故（収録時間7分40秒）」 URL: <https://youtu.be/Xsnr9vUVoTs>
近年、免許取得者が増加している「わな猟」における事故事例を参考に、わなにかかった野生鳥獣の逆襲による事故がどうして起こったのかを解説。
- ③ 第3章「クセをつけた心構え（収録時間13分）」 URL: <https://youtu.be/xlh6RuQFpM4>
俳優の藤岡弘、さんが静岡県猟友会の方々に同行し、狩猟を行う際に気を付けるべき心構えや所作・振舞いを紹介。